

## 日本語教育機関教育活動評価 自己点検・評価 報告書

日本語教育機関名：

※ 総合評価(【達成状況】、【課題・改善計画等】を含む。)全体の記述として600字から1500字以内でまとめてください。

### 総合評価〔日本語教育機関〕

#### 【達成状況】

- 【1. 学校運営】事務局と教務課の内部での確認と合わせ、法人のグループ社員である弁護士の視点からも確認を行っている。
- 【2. 入学者の募集】HP や案内パンフレットなどの販促物は全て日本語の他、中国・台湾・韓国・ベトナム・英語の計6か国語で開示している。海外エージェントの募集活動において、以前は主要な国のエージェントを毎年訪問し、密な情報交換や現地視察を行っていたが、コロナ以降は ZOOM や Skype 等をツールに変え、双方の現状の確認と意思意図の共有を行っている。在留資格認定証明書の交付率、入学後の出席率から見て取れる修学意欲などから鑑み、海外エージェントの募集活動を細かく把握し管理を行っているわけではないが適切な募集が行われていると確信している。
- 【3. 入学者選考】全ての入学希望者に対して学歴と日本語学習に関する証明、経費支弁者の支弁能力に関する書類の確認を徹底して行い、こちらの求める基準に満たない希望者は入学を許可していない。ベトナムやインドネシアなどの在留資格認定証明書交付申請案内の別添 2・3 以外の国籍や欧州や中南米からの希望者は全てオンライン面談、中国ではオンラインもしくは電話による面接及び確認を行って入学の許可を判断している。それ以外は適宜必要性を感じる時に面接を行うようにしている。
- 【4. 納付金】募集要項に返金規定を含め全て上記六か国語で明記している。
- 【5. 学生支援】普段の学生指導と課外活動を通して日本社会を理解し適応するための取り組みを行っているが、2020年以降はコロナにより全体の課外活動は実施できていない。
- 【6. 教員】教職員全体の業務分掌を毎年定め、非常勤講師を含めた全体会議及び担当レベルごとに細分化した分化会、授業見学などを通して教育の質の担保に勤めている。
- 【7. 教育活動】常に教育目標を達成するため、毎学期ごとに学生面談やアンケートから学習者の声の吸い上げ、定期テストと日々の小テストから習得度の確認から、カリキュラムや教育方法の見つめ直しを行っている。また新たに反転授業を導入し、知識の習得をはじめ応用・活用までの学習を促進している。
- 【8. 教育施設】告示基準及び消防法上などで必要な設備は全て備え点検を行っている。
- 【9. 安全・危機管理】国民健康保険への加入及び健康保険証番号の報告を義務づけ、感染症発生時の対応及び濃厚接触者の行動管理、感染症対策の検温・消毒・換気なども明確に定めている。
- 【10. 法令の遵守等】法人のグループ社員である弁護士により、個人情報保護方針及び対策、ハラスメント防止対策措置などを定め、PCのセキュリティソフトの導入や毎月のNASサーバーの動作点

検なども毎月徹底している。日本語教育振興協会への月次報告などは遅れて提出することがあり、これに関してははひとえに反省し注意を怠らないこととする。

【課題・改善計画等】学内での点検と弁護士の外部からの視点による点検により告示基準や各種法令に適合しているかは常に確認しているが、COVID-19の影響により例とは異なる学生数の推移や進路状況になっていること、特例措置が変更されることもしばしばあるため、より細かな確認や学内の報連相を徹底するとともに、正しい情報を学生に届けるための措置を常に講じていく必要がある。また、告示基準上の適合とより適切な教員配置を実現するため2023年10月までに4名の専任教員を計画的に採用する。



日本語教育機関教育活動評価  
自己点検・評価票

日本語教育機関名： J国際学院		
点検・評価項目	確認・評価	
理念・教育目標		
(理念・ミッション) 協和・信頼・希望の理念の基、国際社会で活躍する人材を育てる。	—	
(教育目標) 日本語が「使える」ようにする。	—	
(育成する人材像) 日本人感覚を理解した国際人	—	
1. 学校運営	確認	
1.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。【注】	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]	
2. 入学者の募集	A	B C
2.1 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。	◎	○ ○
2.2 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。	○	◎ ○
3. 入学者選考	A	B C
3.1 入学者の選考に関し、学習能力、勉強意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。	◎	○ ○
3.2 入学者の選考に当たっては、学校関係者（職員等）が面接等を行うよう努めている。	○	◎ ○
4. 納付金	A	B C
4.1 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。	◎	○ ○
4.2 関係諸法令に基づいた学費返還規程を定め公開している。	◎	○ ○
4.3 上記4. 1及び4. 2については入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。	◎	○ ○
5. 学生支援	A	B C
5.1 日本社会を理解し、適応するための取組みを行っている。	◎	○ ○
5.2 進路指導を適切に行っている。	○	◎ ○
5.3 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている。	○	◎ ○
5.4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	◎	○ ○
5.5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。	◎	○ ○

6. 教員	A	B	C
6.1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。	◎	○	○
6.2 教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施すると共に、他機関の実施する研修会等への参加を促している。	◎	○	○
6.3 教員評価を適切に行っている。	◎	○	○
7. 教育活動	A	B	C
7.1 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。	◎	○	○
7.2 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。	◎	○	○
7.3 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	○	◎	○
7.4 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。	◎	○	○
7.5 理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。	◎	○	○
7.6 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。	◎	○	○
8. 教育施設	A	B	C
8.1 教室内は十分な照度があり換気がなされていると共に、語学教育に必要な遮音がなされている。	◎	○	○
8.2 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。	◎	○	○
8.3 法令上必要な設備等を備えている。	○	◎	○
9. 安全・危機管理	A	B	C
9.1 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	○	◎	○
9.2 感染症発生時の措置を定めている。	○	◎	○
9.3 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知している。	◎	○	○
10. 法令の遵守等	A	B	C
10.1 法令遵守に関する担当者を定めている。	○	◎	○
10.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っている。	○	○	◎
10.3 個人情報保護のための対策をとっている。	○	◎	○
10.4 入国管理局、日本語教育振興協会及び関係官庁等への届出、報告を遅滞なく行っている。	◎	○	○

評価方法

- ・A：「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・B：「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・C：「未達成」あるいは「適合していない」項目。

【注】この項目には、「告示基準」適合状況点検表(別紙3)の作成が必要です。作成後確認として [ ]欄に「レ」で記してください。